

## よくある質問

### 日付や書類に関すること

.....

#### 質問 1

補助事業の完了日とはどの時点のことか。

#### 回答 1

完了日は、補助対象経費を委託事業者等に支払った日です。相手方からの請求書や納品日、実績報告日等ではありませんのでご注意ください。なお、当補助金は完了日(=補助対象経費を委託事業者等に支払った日)が令和6年7月1日から令和7年2月28日までのものが対象となりますのでご注意ください。

.....

#### 質問 2

支払が前払いの場合、完了日はいつになるか。

#### 回答 2

改修や動画制作の完了を確認した日になります。その場合、納品書や検収などでその日付を確認できる書類を追加でご提出ください。

.....

#### 質問 3

中小企業であることが確認できる書類には、どのようなものがあるか。

#### 回答 3

●資本金を確認書類とする場合

履歴事項全部証明書、企業ホームページ等の資本金掲載ページ等の写しをご提出ください。

●従業員数を確認書類とする場合

企業ホームページ等の従業員数掲載ページ、事業所別被保険者台帳(最寄りのハローワークで発行)等の写しをご提出ください。

.....

## 対象経費に関すること

.....

### 質問 4

自社で管理するウェブサイト内の採用関連ページにリンクを貼り、求人情報サイトへ移動する場合は、対象となるか。

### 回答 4

自社で管理する採用関連ウェブサイト改修に係る費用は対象となりますが、リンク貼り付けのみの場合や、求人情報サイト掲載費用は対象となりません。

また、提出資料の中で、自社で管理する採用関連ウェブサイト改修に係る費用(対象となる部分)と、求人情報サイト掲載に係る費用(対象とならない部分)を区別できることが必要です。

.....

### 質問 5

求人情報サイト内に自社ページを制作する場合は、対象となるか。

### 回答 5

対象となりません。

.....

### 質問 6

制作した動画を、自社で管理する採用関連ウェブサイトと求人情報サイトに掲載した。掲載料はどちらも対象となるか？

### 回答 6

自社で管理する採用関連ウェブサイト掲載費用は対象となりますが、求人情報サイト掲載費用は対象となりません。

また、提出資料の中で、自社で管理する採用関連ウェブサイト改修に係る費用(対象となる部分)と、求人情報サイト掲載に係る費用(対象とならない部分)を区別できることが必要です。

.....

### 質問 7

ホームページ制作や改修を行っている会社だが、自社の社員が改修を行った場合、その費用や人件費は対象となるか？

### 回答 7

対象となりません。

.....

.....  
質問 8

新卒採用と中途採用を区別していないのだが、対象となるか。

回答 8

区別できるのが望ましいですが、区別するのが難しい場合、新規学卒者を対象としていることが明確にわかる文言を入れてください。新規学卒者を対象としていることが確認できない場合は対象となりません。

.....